

●設計者・工事監理者・工事施工者

【設計者・工事監理者】

耐震改修の設計者及び工事監理者は、次のすべてを満たす方

- ・「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」を修了した方
- ・建築士の資格を有する方

※工事監理者とは、設計図と照し合せて設計図の通りに工事が行われているかチェック業務を行う者

【工事施工者】

耐震改修工事の施工者は、新潟県内に事業所、支店又は営業所を有する法人又は個人事業者

●補助金の申込み（交付申請）

工事に着手する前に、「助成金交付申請書（様式第1号）」に次の書類を添えて提出してください。

①対象住宅の所有者及び建築年が確認できる書類で、次のいずれかの写し

ア 住宅の建築時の建築確認済証又は検査済証

イ 住宅の登記事項証明書

ウ 住宅の固定資産税の課税証明書又は納税通知兼課税明細書

エ アからウまでに掲げるもののほか、住宅の所有者及び建築した年を証明する書類

②耐震改修工事前の耐震診断書の写し（上部構造評点が確認できる部分）

③耐震改修計画書（様式第2号（別表を含む））

④耐震改修計画図

⑤耐震改修工事の見積書の写し

※全体金額のうち、耐震改修工事の内訳金額がわかるように作成してください

⑥耐震改修計画による耐震診断書の写し

⑦申請者の市税納税証明請求書（様式第50号の2）

※市役所税務課に提出すると、証明手続きが行われます。その書類を添付してください。

⑧誓約書（対象住宅に工事完了後に居住する場合のみ）

●耐震改修の中止または変更をしたい場合

「中止届（様式第4号）」または「変更交付申請書（様式第5号）」を提出してください。

●耐震改修工事が完了した場合

「助成金実績報告書兼請求書（様式第7号）」に次の書類を添えて、**令和8年2月27日（金）までに**提出してください。

①工事請負契約書又は請求書の写し

②工事写真（着手前、施工中、完了後が確認できるもの）

③耐震改修工事後の耐震診断書の写し

④領収書の写し

⑤異動後の住民票の写し（対象住宅に工事完了後に居住した場合のみ）

⑥通帳のコピー（表紙の裏面）

【問合せ・申し込み先】

十日町市 都市計画課 建築住宅係

☎ 757-9935（直通）

木造住宅の耐震改修を支援します

（十日町市木造住宅耐震改修支援事業）

●木造住宅の耐震改修工事とは

旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）により建設された木造住宅のうち、耐震診断の結果、現在の建築基準法による基準を満たさない（上部構造評点が1.0未満）ものを、現在の基準を満たすために行う補強工事です。この補強工事を行うにあたり、現在の住宅の安全性を確認するための「耐震診断」を事前に行う必要があります。

●申込み受付期間 令和7年 **6月10日（火） ～ 10月31日（金）**

※令和8年2月27日（金）までに実績報告書兼請求書を提出してください。

●補助率 耐震改修に要する費用の1／2

※耐震改修に要する費用・・・耐震補強に係る工事費用のみ

●補助金額 **上限120万円**

●補助を受けることができる人

① 次のいずれにも該当する住宅（併用住宅含む）に現在居住している人、又は所有する人

・十日町市内に所在する個人（法人は対象外）が所有する住宅

・一戸建ての住宅

・**昭和56年5月31日以前に着工**された住宅・住宅の主要な部分（壁、柱、床、屋根）が **木造**である住宅・十日町市耐震診断支援事業による**耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満**であると診断された住宅・耐震設計による耐震改修計画により上部構造評点が**1.0以上**となる住宅

・耐震改修が「建築基準法」及び「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の規定に違反していない住宅

・現在居住している住宅又は、現在は居住していないが耐震改修完了後に自らが居住しようとする住宅

② 十日町市税を完納している人

※木造高床式（1階が鉄骨または鉄筋コンクリート等の高床基礎で2階以上が木造の住宅）も補助の対象住宅となりますが、**木造以外の部分**に係る耐震改修工事費は助成の**対象外**となります。

※過去にこの耐震改修支援事業、又は耐震シェルター等設置支援事業の補助金を受けたことのある人は申請できません。

●申込み受付戸数 **6戸**（先着順）